

会議録（１）

会議の名称	令和２年度第３回飯能市文化財保護審議委員会
開催日時	令和３年３月１８日（木） 開会 午後１時００分 閉会 午後３時２５分
開催場所	富士見地区行政センター 会議室２
議長氏名	大野 亮弘
出席委員	大野 亮弘 須田 勉 小槻 成克 木村 立彦 倉川 博 羽生 修二 林 宏一
欠席委員	岡部 知子 島田 稔 柳 正博
説明者の職氏名	文化財担当リーダー 熊澤 孝之 文化財担当 栗田 聡美 宮内 慶介
傍聴者の数	０人
会議次第	現地視察 白子長念寺 １ 開会 ２ あいさつ ３ 議事 （１）「金錫寺 木造地蔵菩薩坐像」 「善導寺 木造聖観音坐像」 「長念寺 木造聖観音立像」の答申について ４ 報告事項 （１） 令和２年度文化財関係事業報告 （２） その他 ５ 閉会
配布資料	令和２年度第３回飯能市文化財保護審議委員会次第 文化財指定調書（彫刻）（資料１－１～１－３） 令和２年度文化財関係事業報告（資料２）
事務局職員職氏名	生涯学習課長 武藤 郁夫 文化財担当リーダー 熊澤 孝之 文化財担当主査 宮内 慶介 文化財担当主任 栗田 聡美

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

1 議 事

（１）令和２年度新指定文化財候補について

- ・資料１を用いて令和元年度から実施している仏像調査の中間報告をした。
- ・その中から新指定文化財候補について議論し、以下の仏像３躯が候補となった。

善導寺木造聖観音菩薩坐像

金錫寺木造地藏菩薩坐像

長念寺木造聖観音菩薩立像

- ・市内仏像調査を継続するとともに、法衣垂下像群としての歴史的背景を明らかにするための調査研究を推進することとなった。

2 報告事項

（１）令和２年度文化財関係事業報告

- ・資料２に基づき、前回～今回の委員会開催日までの事業報告を行った。

（２）その他

会議録（３）

発 言 者	発 言 内 容
主 任	〔開 会〕 本日はご多用のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。飯能市文化財保護条例第１７条第２項に規定された定数を満たしておりますので、これより令和２年度第３回飯能市文化財保護審議委員会を開会いたします。本日の会議は原則公開となっております。
主 任	〔あいさつ〕 大野委員長よりご挨拶を頂戴したいと思います。委員長よろしく願います。
委 員 長	（委員長あいさつ）
主 任	ありがとうございました。これより議事に入ります。議事の進行につきましては、飯能市文化財保護条例第１６条第２項の規定により大野委員長にお願いします。
委 員 長	〔議 事〕 それではしばらくの間、議事の進行を務めさせていただきます。早速ですが、議事（１）「善導寺 木造聖観音坐像」「金錫寺木造地藏菩薩坐像」「長念寺 木造聖観音立像」の答申についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
主 任	昨年１１月に開催しました文化財保護審議委員会で「善導寺 木造聖観音坐像」「金錫寺木造地藏菩薩坐像」「長念寺 木造聖観音立像」について本委員会へ諮問がありました。それを受け、皆様には実際に仏像をご覧いただき、ご協議いただいたところです。本日は、前回の協議内容を反映させた文化財指定調書をご確認いただき、答申をいただけたらと考えております。文化財指定調書について、前回のご指摘を受けた部分等含め、ご説明いたします。
リーダー	（資料１に基づき説明） 本日長念寺の仏像を視察し、林先生から仏像の造立年代について指摘がございましたので、林先生からご意見をいただきたいと思えます。
委 員	調書では南北朝時代から室町時代前期としていましたが、県内での調査事例等と比較してみると、南北朝時代あるいはそれよりも少し早いころと位置づけてよろしいのではないかと思います。長念寺観音堂の聖観音坐像と同じころ、もしくはそれよりも少し早いころということです。

発 言 者	発 言 内 容
委 員	<p>調書については造立時代の部分を修正し、そのほかについては記載したとおりです。現在の金泥彩、着衣服の色彩、左右の腕から先、頭の高い髷、両脇に翻っている天女衣など大幅に修理をしているとは言えますが、造立当初の本体の鎌倉風の彫刻様式は大きく変えられていません。法衣垂下像は当時の流行様式で賑やかな彫刻様式ですが、このお像は平安時代から続いている伝統的な日本風（和様）の様式を伝えています。飯能市のそのころの彫刻をみていくと一つの独立した個性を示していますので、指定文化財として遺していくことがふさわしいと考えています。金錫寺、善導寺の彫刻については、まさしくその当時に流行していた唐様の法衣垂下像です。県の指定文化財となっている法光寺、長念寺、大光寺の法衣垂下像のような、いわゆる法衣垂下像の典型例で時代の特徴を大変よく表しています。法衣垂下像は県内、あるいは関東でもこんなにたくさん遺っているところは鎌倉に次ぐのではないかと思います。飯能の中世彫刻を特色づける事例であり、それぞれの出来栄も優れているということから、いずれも市の指定にふさわしいと考えます。</p> <p>長念寺には1358年の板碑が2点あり、釈迦種子です。よってその時代にはすでに臨済宗に転換していると読み取れます。その点からすると14世紀の前半には本尊として存在していたという風に思いますので14世紀前半という評価には同意します。そうであれば、鎌倉時代末とみることもできるのではないのでしょうか。ほかの板碑では鎌倉時代のものが7点あり、長念寺の造立は鎌倉時代までさかのぼることは間違いありません。</p>
委 員	<p>難しいところではありますが、見る方によれば鎌倉時代末という方もいると思います。和様的な要素がよく残った慶派系の様式を伝える正当な作風ということで考えれば、おっしゃられたように鎌倉も末の末、14世紀に入ってから鎌倉時代末から南北朝時代、という表記でも大きな誤りはないと考えられます。とはいえ、何も記録がありません。様式と構造だけで判断していくわけですが、頭の髷も鎌倉の慶派系の髷の形をよく理解した仏師がつくっているようで非常にバランスがよいです。古い髷が遺っていたのかわかりませんが、全体的にみて、14世紀代に入ってから鎌倉時代末、慶派系を学んだ仏師であれば十分に造像できると</p>

発 言 者	発 言 内 容
委 員 長	考えられます。範囲の緩やかさはとっておいて、鎌倉時代末から南北朝時代という記述であればいいかと思えます。
委 員 長	他に質疑はございますか。 (なしの声)
委 員 長	なしと認めます。それでは「善導寺 木造聖観音坐像」「金錫寺木造地蔵菩薩坐像」「長念寺 木造聖観音立像」について、市指定文化財に指定すべき文化財としてふさわしいかどうかお諮りいたします。ふさわしいと思う方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
委 員 長	それでは「善導寺 木造聖観音坐像」「金錫寺木造地蔵菩薩坐像」「長念寺 木造聖観音立像」について、全会一致で市指定文化財に指定すべき文化財として答申いたします。 これにて議事(1)「善導寺 木造聖観音坐像」「金錫寺木造地蔵菩薩坐像」「長念寺 木造聖観音立像」の答申については終了といたします。 それでは進行を事務局へお返しいたします。
主 任	慎重審議、誠にありがとうございました。答申書につきましては、後ほど委員長から教育長へお渡しいただき、3月24日の教育委員会定例会で報告いたします。 〔報告事項〕
主 任	つづきまして、報告事項に入ります。(1)令和2年度文化財関係事業報告を行います。
主 任・主 査	(資料2 令和2年度文化財関係事業報告に基づき説明)
主 任	説明は以上です。質疑等ございますか。
委 員	次回樹木診断を行う、高山不動の大イチョウは何か懸念があるのですか。
主 任	定期的な診断ではありますが、今回の高山不動の大イチョウについては所有者から剪定の予定をたてたいという希望があり、剪定個所について樹木医から意見をいただく予定です。
委 員	以前、大イチョウの根元から上がる鉄の階段をコンクリートで作り替えたいという話があり、根元に影響があるといけないので木造で階段を製作したかと思えます。現在の状況はどうか。
リーダー	だいぶ傷んでいます。

発 言 者	発 言 内 容
委 員	そろそろ県とも相談して、作り替えも検討したほうがいいと思います。
委 員	建物調査の佐野家と旧住田屋は両方解体されたのですか。
リーダー	佐野家住宅は更地になっています。旧住田屋は解体される予定はありません。
委 員	佐野家の図面はとりましたか。
リーダー	とりました。
	報告事項につきまして、1点補足いたします。福德寺阿弥陀堂の防災設備修理事業についてですが、昨年から福德寺の防災設備の熱感知器が誤作動をおこして2回発報するということがありました。誤作動したのについては修理し直ったのですが、現在その設備の受信機が個人の方に設置されており、住人の方がご高齢になり対応が難しくなっています。そこで、防災装置を庫裡に移し、その鍵を檀家が共有で持つ形式に変えるという計画があります。
	こちらの事業につきましては、令和3年度に事業計画書を作成・提出令和4年度に実施する予定です。
	なお、本日行っているのは、感知した火事を自動的に消防署へ通報するための工事です。
委 員	防災設備に関しては、高山不動も気になっています。こちらについても早急に防災装置のリニューアルを進めてほしいです。
リーダー	無住のお寺の防災をどうしていくかは市の課題と認識しております。
	今後どうするか検討していきたいと思います。
主 任	ほかにご意見などはありますか。
	(なしの声)
主 任	なしと認めます。それでは最後に(2)その他 にうつります。事務局からは1点ございます。
リーダー	市内の刀剣愛好家の方から、その方の所蔵している落合寿親の拵えを文化財として指定してもらえないかとの相談を受けました。どなたか刀
	にお詳しい方がいましたら教えていただければ幸いです。
委 員	私の方で見ることも可能ですが、まずは所有者の方がどういう考えで
	指定と言っているのかを確認しないといけないと思います。いずれ市に寄贈するなどの担保があるなら、指定の対象として考えてもいいのではないのでしょうか。
委 員	他の市町村でもゆかりの作家の作品を指定しているケースがあります

発 言 者	発 言 内 容
主 任	<p>が、指定時の所有者の方が亡くなると所在が分からなくなる事例が多発しています。指定後の管理、保管がしっかりとできるものを指定していかないといけないと思います。</p> <p>以上の件について何かございますか。また、皆さまのほうからその他に関してご発言されたいことなどございますか。</p> <p>(なしの声)</p>
主 任	<p>なしと認めます。</p> <p>〔閉会〕</p>
主 任	<p>慎重審議、誠にありがとうございました。それでは閉会のあいさつを生涯学習課長の武藤より申し上げます。</p>
課 長	<p>(あいさつ)</p>
主 任	<p>ありがとうございました。以上で、令和2年度第3回文化財保護審議委員会を閉会させていただきます。</p> <p>午後3時25分終了</p> <p>議事のでん末・概要を記載し、相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>議長の署名 _____</p>